

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

本質安全計画で墜落リスク低減

先行設置し高所作業なくす

戸田建設関東支店 (仮称) 埼玉県魚市場物流センター新築工事

特集Ⅱ

組織の機能不全に対処する・下

心の通い合うチームづくり

ランスタッドEAP総研 川西 由美子

別冊付録

事業所内で行う安全衛生教育の概要 (4)

中山 貞男

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2295

2017

12/1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 大阪会
東田陽子社会保険労務士事務所

所長 東田 陽子

海外の建設現場で働く労働者が資材の下敷きに

■ 災害のあらまし ■

建設会社T社は国内で中堅の建設会社。この度海外にホテルを建設することになりT社従業員と下請会社C社の従業員を海外に派遣し、作業員として従事させることになった。ところが、C社の従業員Aが建設現場で作業中に、クレーンから落下した材料の下敷きになり負傷した。C社はAの負傷について、元請会社のT社の労災保険が適用されると認識していたため、労災申請手続きをしてくれるよう申し出たところ、労災保険は適用されないと告げられた。

■ 判断 ■

海外の支店や現地法人、建設現場での災害では、国内の労災保険は適用されないため業務外とされた。海外で労災保険の適用を受けるためには、海外派遣の特別加入申請書を所轄の労働基準監督署長を経由して所轄の労働局長に申請し承認を受けることが必要（労災則第46条の25の2第1項）だが、海外派遣の特別加入の申請をしておらず労災保険は適用されなかった。

■ 解説 ■

労災保険は、本来国内の事業場に適用され、海外の事業場で就労する場合は適用されない。そこで海外派遣者にも労災保険の給付が受けられる制度として、海外派遣者の特別加入制度が設けられている。海外勤務者のパターンには国内の事業場に所属し当該事業場の使用者の指揮命令に従い海外で勤務する「海外出張」と、海外法人などに出向、海外支店などに転勤して勤務または海外の有期事業に現場作業員として従事する「海外派遣」とがある。今回の場合は海外の有期事業の現場に国内の元請会社と

第256回

一次下請会社の従業員が作業員として従事することになったケースなので「海外派遣」になり国内の労災は適用されない。国内の建設現場に従事する下請会社の従業員は元請会社の労災保険の適用を受けるが、海外では元請会社の従業員、下請会社の従業員ともに国内の労災保険の適用は受けられない。

また、建設現場は一つの独立した有期事業として取り扱われることが多く、建設会社の保険関係とは別に保険の適用をする仕組みになっているため、一つの独立した有期事業として取り扱われる海外の建設現場の事業に従事する場合は海外派遣として取り扱われる。

労災保険の特別加入制度はあくまでも任意加入となる。海外派遣者として特別加入できるのは、次の①から③の者である。

①国際協力事業団など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者（労災法第33条第6号）

②日本国内で行われる事業から派遣されて海外支店、工場、現場、現地法人、海外提携先など海外で行われる事業に従事する労働者（労災法第33条第7号）

③日本国内で行われる事業から派遣されて海外支店、工場、現場、現地法人、海外提携先など海外で行われる300人以下（卸売業またはサービス業にあっては100人、金融業、保険業、不動産業または小売業にあっては50人）以下の労働者を使用する事業に従事する事業主その他労働者以外の者（労災法第33条第7号）

上記①の実施事業、②・③の国内で行われる事業には有期事業は除かれる。海外派遣の特別加入は、当該特別加入者を国内にある事業の労災保険関係に基づき、当該事



業に使用される労働者とみなして労災保険の適用を受けることから、国内の継続事業（有期事業以外）の保険関係の成立する事業でなければならない。

元請T社、下請C社は国内で定期事業以外に建設業の営業・事務としての保険関係が成立している会社であったため、それぞれ海外派遣の特別加入制度の申請手続きができることになる。

海外出張者は単に労働の提供の場所が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し当該事業場の使用者の指揮命令に従って勤務しているため、出張期間中は出張命令を行った使用者の支配下にあり、出張期間中の業務災害は出張元の事業場の保険関係により補償される。一方、海外派遣者は海外の事業場に所属し、海外の事業場の使用者の指揮命令に従い勤務しているため、派遣先の事業場と労働関係を有し、派遣元の事業との間には労働関係はないことになる。海外の建設現場に出張する例としては、工事の進み具合を視察に訪れる場合などがある。海外での滞在期間の長短は関係なく、実際に工事に参加する場合は派遣として取扱う。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp